

財政再計算の結果及び 新掛金率について

本年は、地方公務員共済組合（以下「地共済」という。）の年金に係る財政再計算を行う年になっています。

財政再計算は、地方公務員等共済組合法第 113 条の規定等により、地共済と国家公務員共済組合（以下「国共済」という。）を合わせた全体としての保険料率^(注)の計算などを行います。その結果に基づいて本年 9 月から保険料率の変更を行います。

さる 5 月 27 日に、総務省から「総務大臣の定める算定方法」が示され、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）ではこの算定方法に基づいて、財政再計算作業を行いました。そして、その結果については 6 月 27 日の運営審議会に報告し、了承されました。

あわせて、財政再計算結果に基づく掛金率及び負担金率の改定に係る地方公務員共済組合連合会定款（以下「連合会定款」という。）の変更案についても、同日の運営審議会において原案どおり了承されました。

その後、総務大臣に連合会定款の変更を申請し、7 月 9 日に認可を受けたところです。

この連合会定款の変更により、平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月において、段階的に長期給付に係る掛金率及び負担金率が引き上げられることになりました（平成 27 年 10 月以降は、いわゆる被用者年金一元化法及び厚生年金保険法で保険料率が定められています。）。

そこで、今回の財政再計算の結果及び変更後の掛金率についてお知らせします。

(注) 保険料率とは、組合員と、使用者である国・地方公共団体が、折半して負担する掛金率と負担金率の合計のことです。

財政再計算とは

共済年金制度の運営は、組合員が納める掛金や地方公共団体等からの負担金、利息及び配当金などの収入と年金給付額、基礎年金拠出金などの支出とが長期的に均衡し、安定していなければなりません。

収入と支出は、公務員共済の過去の実績値などに基づいて将来の予測額を推計しますが、将来にわたって収支の均衡が図れるよう、5 年ごとに算定基礎を見直し、保険料率（掛金率と負担金率の合計）を計算し直すことを「財政再計算」といいます。

この作業は、地方公務員共済組合連合会において行います。

平成 24 年に公布された『被用者年金一元化法』により、平成 27 年 10 月からは組合員の皆様も厚生年金に加入することとなり、保険料率も経過措置が設けられ、平成 30 年 9 月に厚生年金の保険料率に統一されます。

今回の財政再計算では、被用者年金制度の一元化を前提とした財政の見通しを作成した上で、組合員が厚生年金に加入するまでの間の保険料率を算定しました。

● 平成 26 年財政再計算結果

◇組合員数、年金受給権者数及び年金扶養比率の見通し【地共済+国共済】

組合員数は年々減少

受給権者 1 人を支える組合員数 今は 1.44 人→100 年後 は 1.07 人

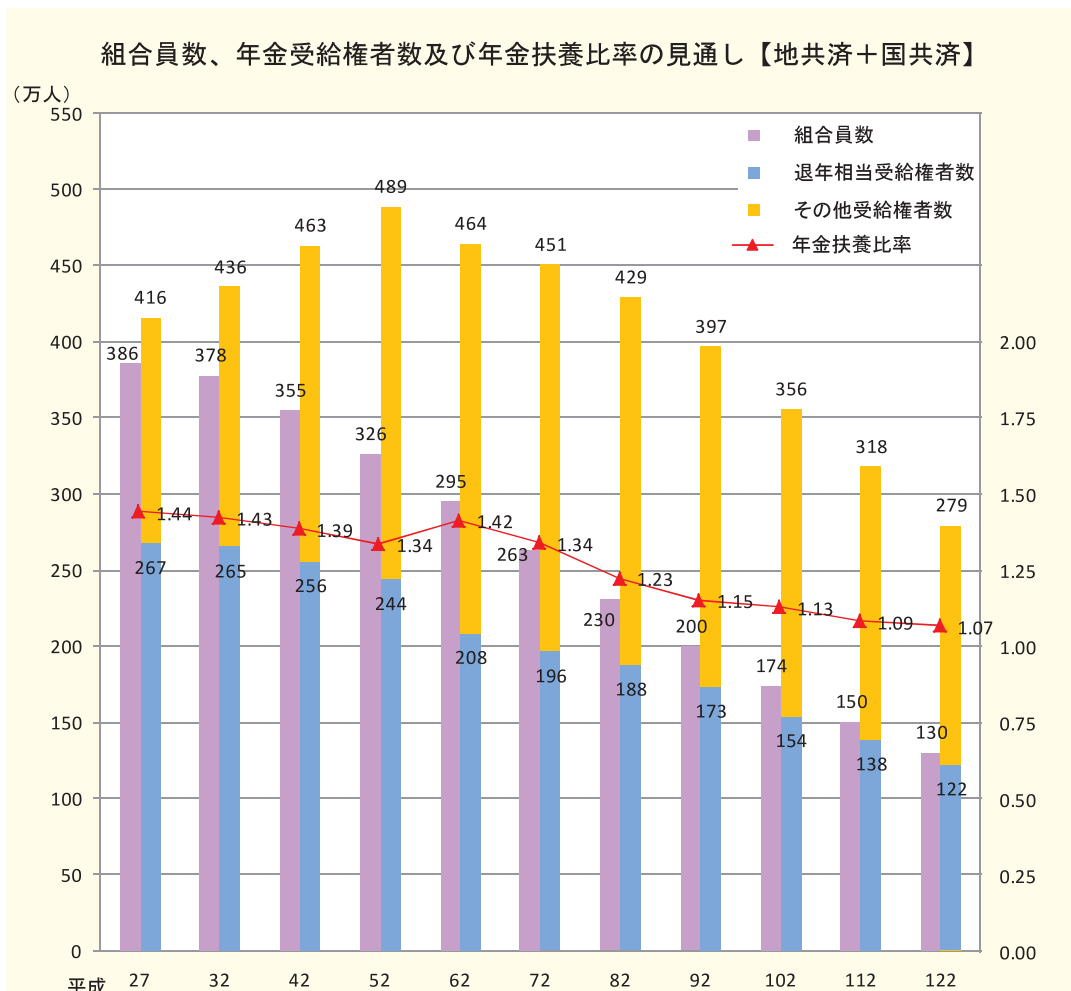
組合員数は、「日本の将来推計人口」を基礎として見込むこととされていますので、人口の推移に応じて減少していき、平成 27 年度の 386 万人の見込みが、平成 122 年度には 130 万人になると見込まれます。

年金受給権者数のうち退年相当受給権者数^(注1)は、平成 27 年度では 267 万人ですが、その後は徐々に減少して平成 122 年度には 122 万人になると見込まれます。

年金扶養比率^(注2)は、平成 27 年度の 1.44 人から年々低くなっていき、平成 52 年度に 1.34 人に減少した後、一度増加するものの、再び減少に転じ、平成 122 年度には 1.07 人になると見込まれます。

(注 1) 退年相当受給権者数とは、原則として、組合員期間が 25 年以上ある退職共済年金受給権者数と、退職年金・減額退職年金受給権者数の合計のことです。

(注 2) 年金扶養比率とは、退年相当受給権者 1 人を何人の組合員で支えているかという指標です。

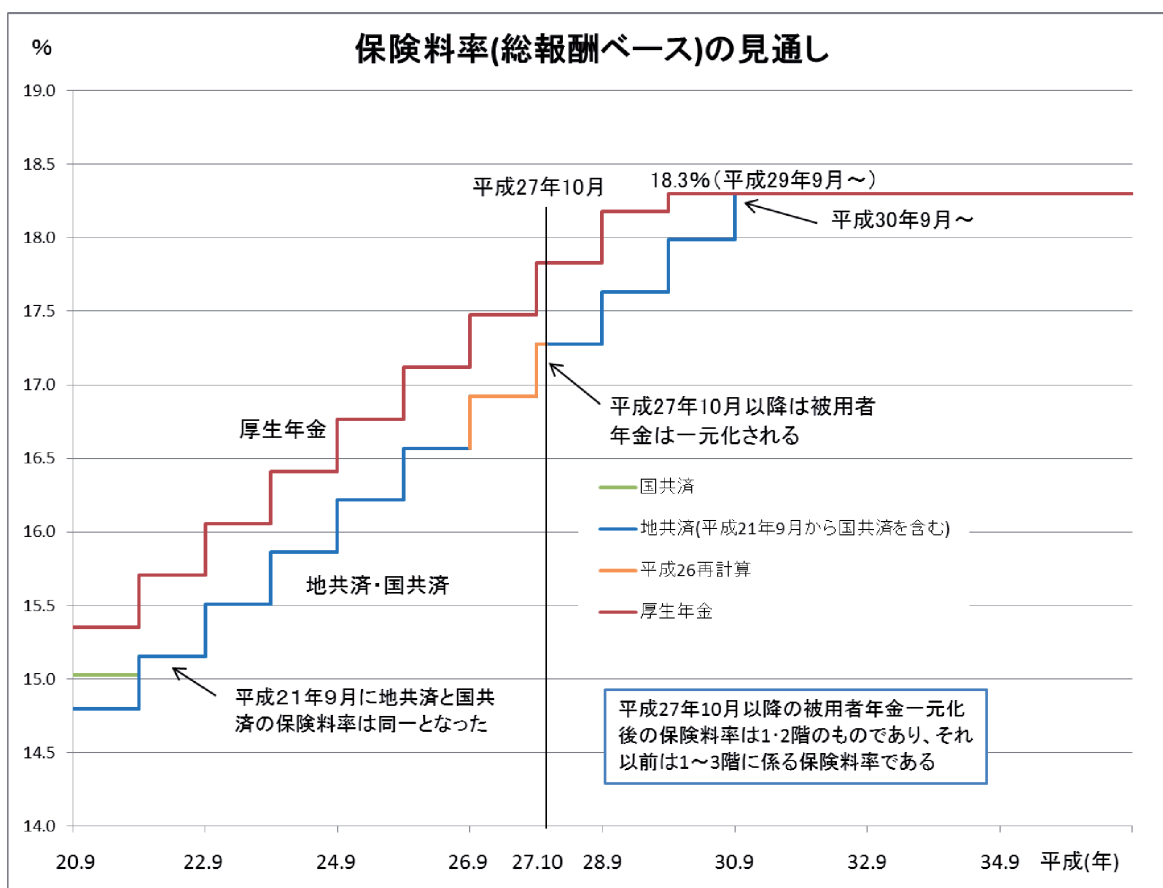


◇保険料率（総報酬ベース）の見通し

平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月の保険料率の引上げ幅→0.354%

保険料率の引上げ幅は、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮する必要があることなどから 0.354%とし、本年 9 月及び来年 9 月に保険料率を引き上げることとしました。

なお、前述のとおり、平成 27 年 10 月からは、組合員の皆様も厚生年金に加入することとなり、保険料率は被用者年金一元化法等により定められ、平成 30 年 9 月に厚生年金の保険料率 18.3%に統一されます。（下記参照）



○保険料率の改定

改定時期	保険料率 (%)
現行	16.570
平成 26 年 9 月	16.924
平成 27 年 9 月	17.278
平成 27 年 10 月	17.278
平成 28 年 9 月	17.632
平成 29 年 9 月	17.986
平成 30 年 9 月	18.300

} 被用者年金一元化法等で規定

◇財政の見通し（厚生年金部分）【地共済+国共済】

今回の財政再計算では、平成 27 年 10 月からの被用者年金制度の一元化を前提として、厚生年金の平成 26 年財政検証結果も参照しつつ、当該財政検証で用いられた経済前提のケースごとに幅広い財政の見通しを作成しました。

当該財政検証では、経済前提 8 ケースのうちケース H については、公的年金共通の基礎的部分である国民年金の積立金が今後 100 年を迎える前に無くなって、完全な賦課方式に移行するという内容の試算であったことから、財政再計算においては採用していません。

いずれの見通しにおいても、年金支給に支障を生じることなく、おおむね 100 年間にわたって安定した財政運営を図ることができるものと見込まれています。

《参考：経済前提について》

※ 「平成 26 年 6 月 3 日 第 21 回社会保障審議会年金部会資料 1-1」より

【平成 35 年（2023）年度以前の足元の前提】

《ケース A～E》

（単位：％）

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
物価上昇率	2.7	2.7	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
賃金上昇率 （実質＜対物価＞）	△0.2	△0.2	1.4	1.7	1.8	1.9	1.9	2.2	2.1
運用利回り （実質＜対物価＞）	△0.8	△0.5	0.4	1.1	1.6	2.0	2.3	2.6	2.9

《ケース F・G》

（単位：％）

区 分	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35
物価上昇率	2.3	2.0	1.4	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
賃金上昇率 （実質＜対物価＞）	△0.7	0.3	1.5	1.6	1.5	1.4	1.3	1.5	1.5
運用利回り （実質＜対物価＞）	△0.7	△0.1	0.7	1.2	1.5	1.7	1.9	2.0	2.2

【平成 36 年（2024）年度以降の長期の前提】

（単位：％）

区 分	ケース A	ケース B	ケース C	ケース D	ケース E	ケース F	ケース G
物価上昇率	2.0	1.8	1.6	1.4	1.2	1.2	0.9
賃金上昇率 （実質＜対物価＞）	2.3	2.1	1.8	1.6	1.3	1.3	1.0
運用利回り （実質＜対物価＞）	3.4	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.2

今回の財政再計算は、ケースAからケースGまでの7つの幅広い経済前提に基づき行いました。本リーフレットでは、ケースE（平成26年財政検証結果において、人口の前提を中位推計として、給付水準調整の終了年度時点で全ケースを見た場合、厚生年金の所得代替率が、全ケースの中でほぼ中間のもの）に係る財政の見通しについて「表」で示すとともに、次ページ以降で、全7ケースの財政の見通しを「グラフ」で掲載しています。

ケースE以外の財政の見通しの「表」については、連合会のホームページ（<http://www.chikyoren.or.jp>）に掲載しておりますので、そちらの方もあわせてご覧ください。

財政の見通し【地共済+国共済】

[経済前提ケースE]

年度		保険料率 %	収入	支出	収支差額	年度末 積立金	積立比率
平成	西暦		① 億円	② 億円	①-② 億円		
27	2015	17.278	56,393	58,908	△ 2,515	243,024	4.63
28	2016	17.632	115,067	119,147	△ 4,080	238,944	4.48
29	2017	17.986	117,887	119,809	△ 1,921	237,023	4.35
30	2018	18.3	121,889	121,473	416	237,439	4.23
31	2019	18.3	125,247	122,577	2,670	240,108	4.18
32	2020	18.3	128,047	123,331	4,716	244,824	4.19
42	2030	18.3	153,500	136,678	16,822	362,278	5.38
52	2040	18.3	185,824	170,659	15,164	534,516	6.04
62	2050	18.3	216,337	204,907	11,429	665,884	6.00
72	2060	18.3	251,105	243,215	7,890	763,347	5.88
82	2070	18.3	287,945	286,621	1,325	806,283	5.35
92	2080	18.3	323,602	331,135	△ 7,533	773,774	4.51
102	2090	18.3	353,793	368,790	△ 14,997	656,458	3.54
112	2100	18.3	386,070	412,391	△ 26,321	449,398	2.29
122	2110	18.3	416,220	454,806	△ 38,586	111,127	0.66

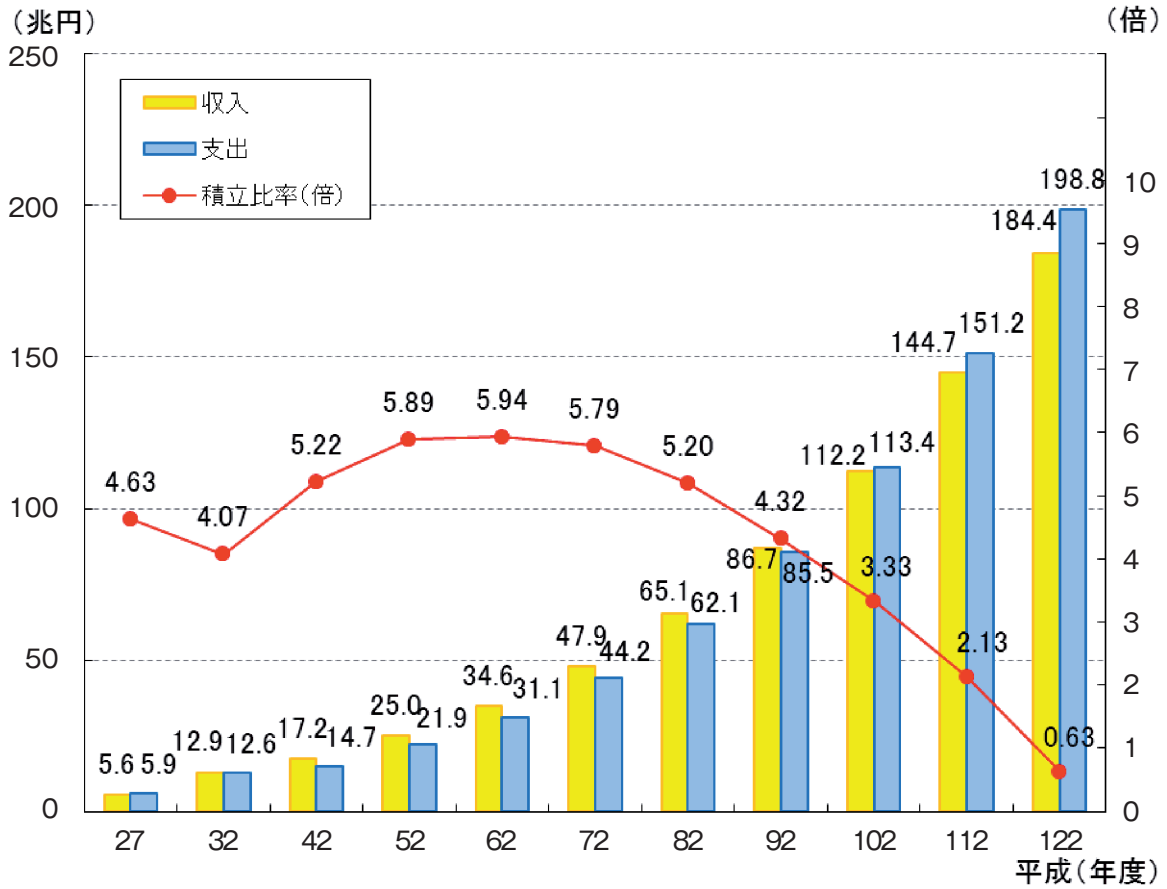
(注1) 積立比率とは、支出のうち保険料等で賄う支出に対する前年度末に保有する積立金の比率のことで、何年分の積立金を保有しているかをあらわす財政指標です。

(注2) 金額は名目額となっています（以下グラフにおいても同じ）。

(注3) 端数処理の関係で、収入・支出とその収支差額が一致しないことがあります。

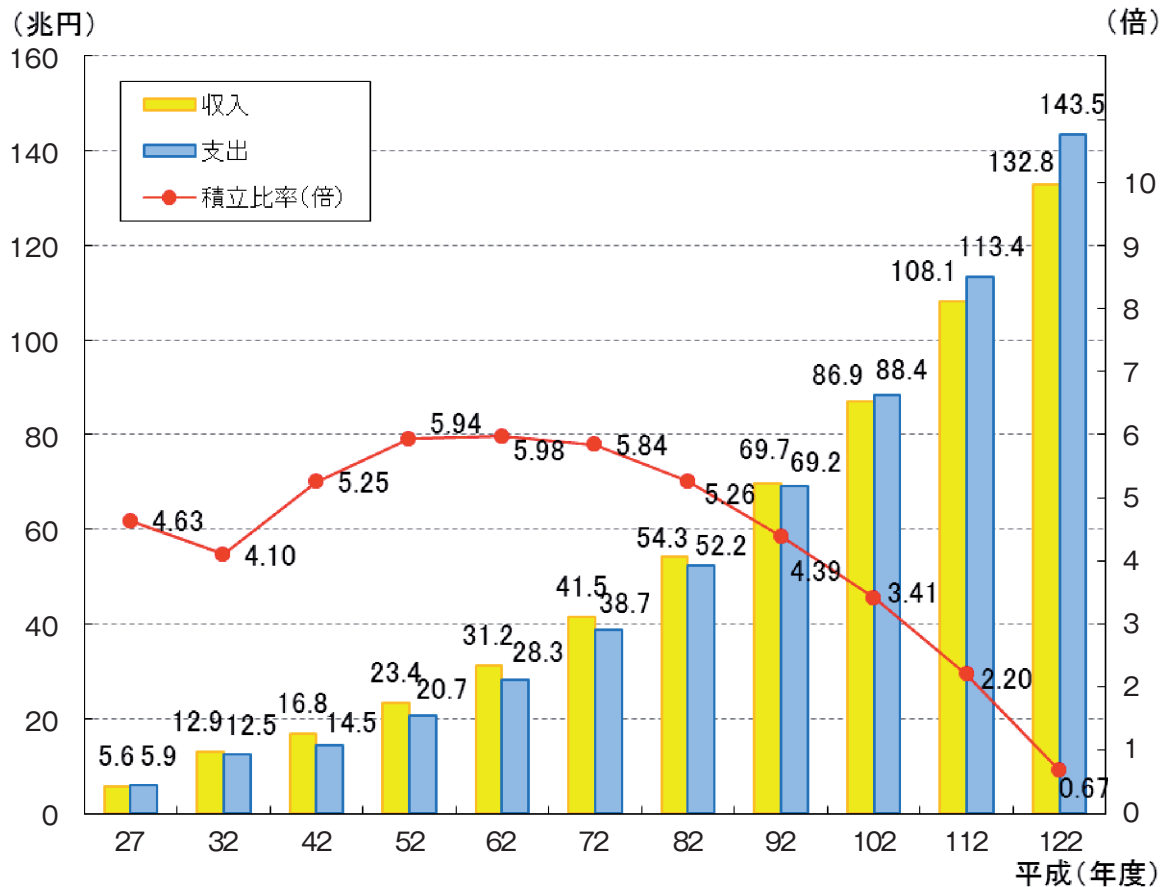
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースA]



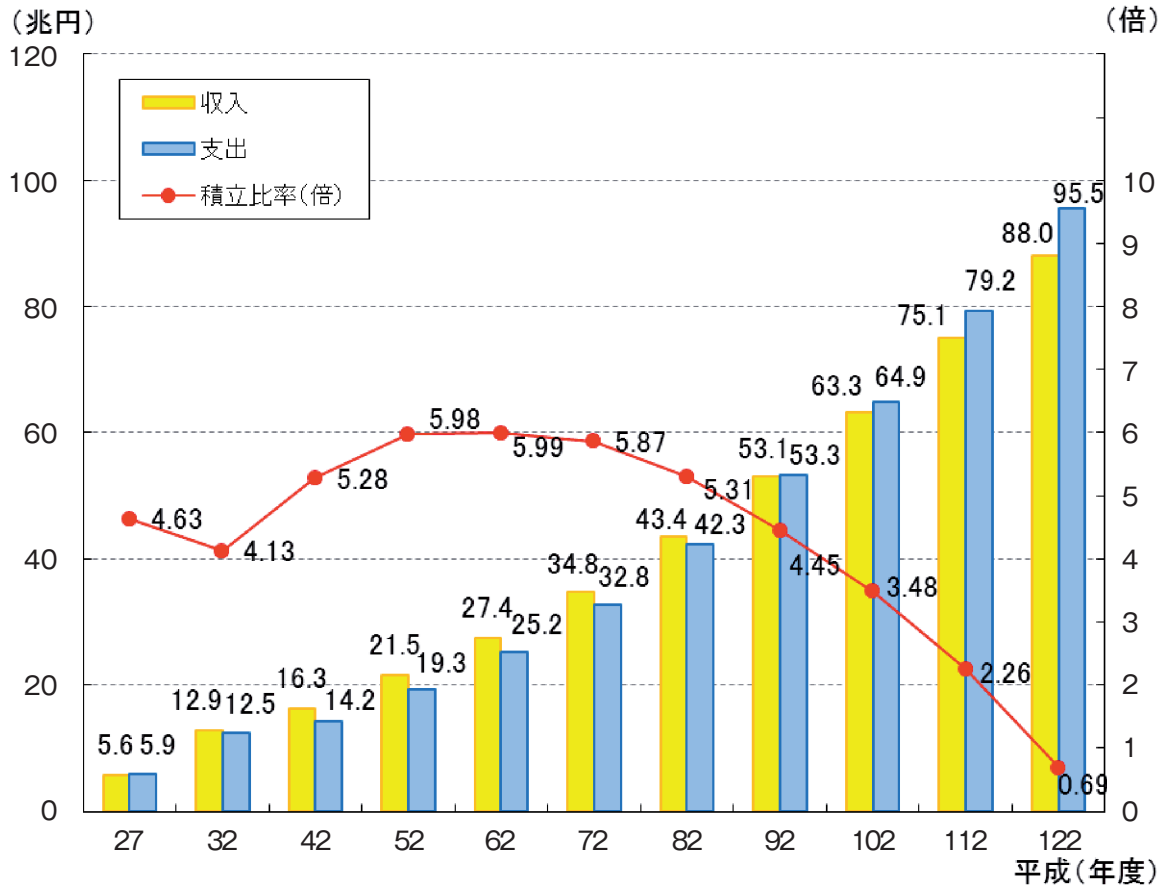
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースB]



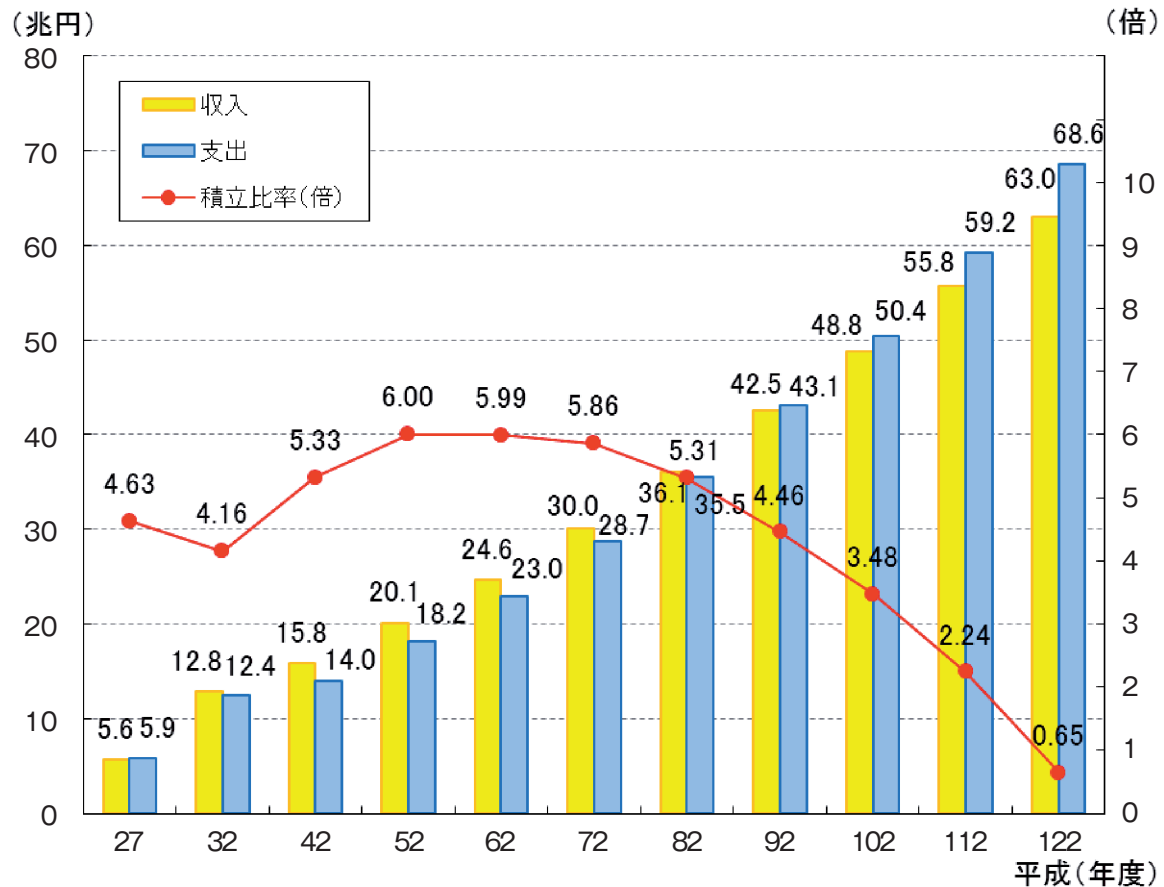
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースC]



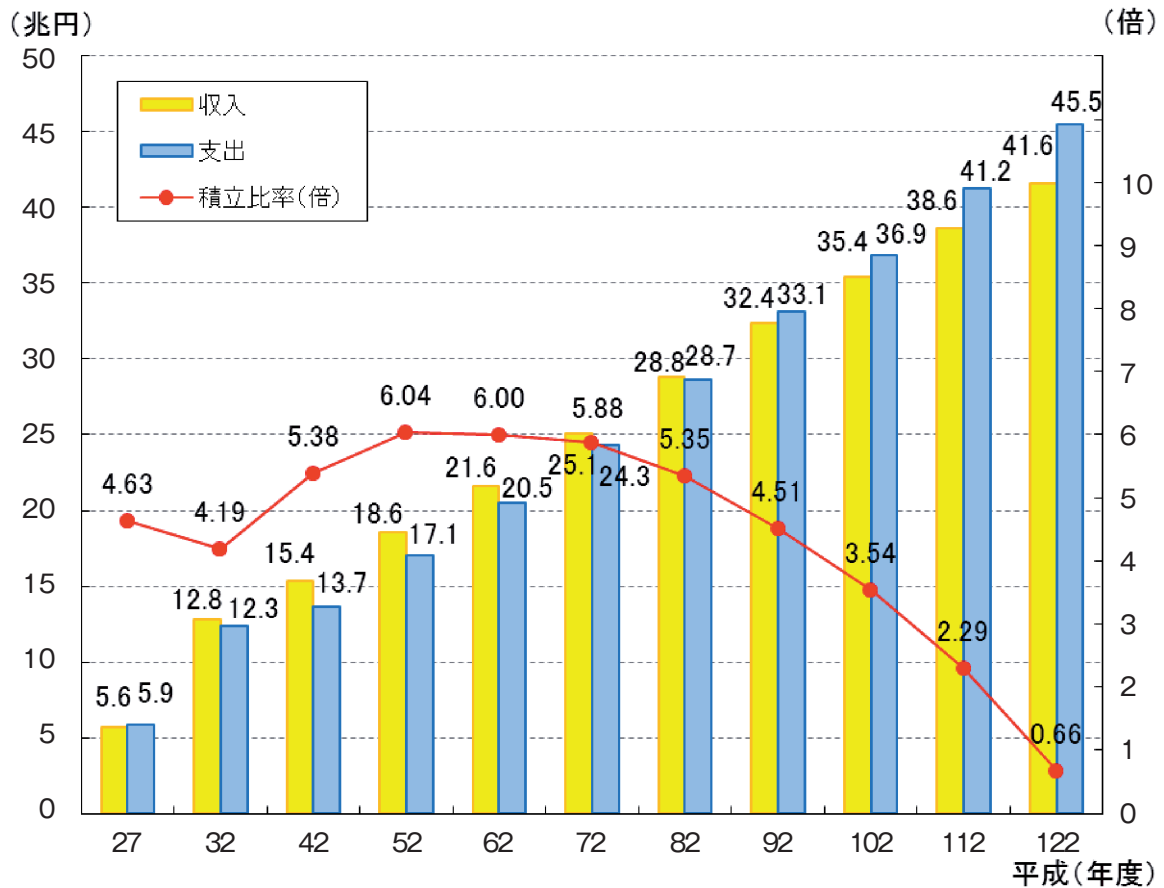
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースD]



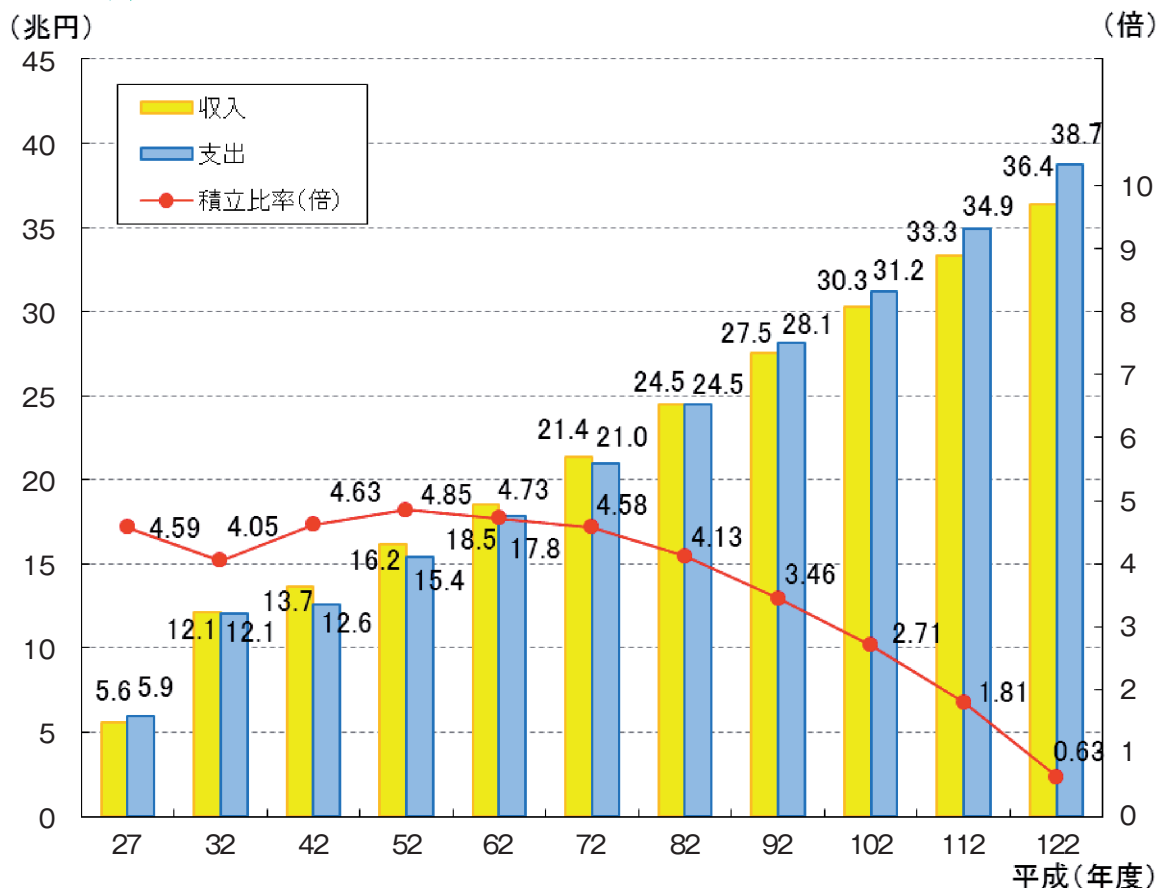
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースE]



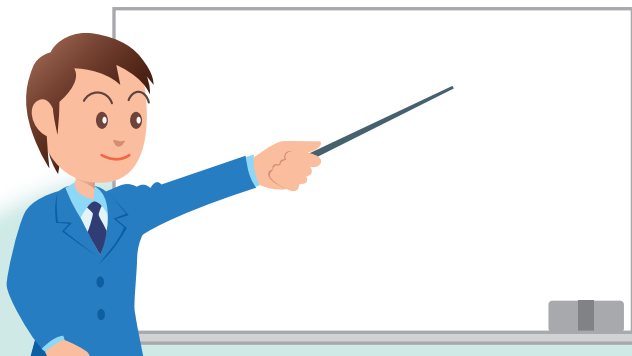
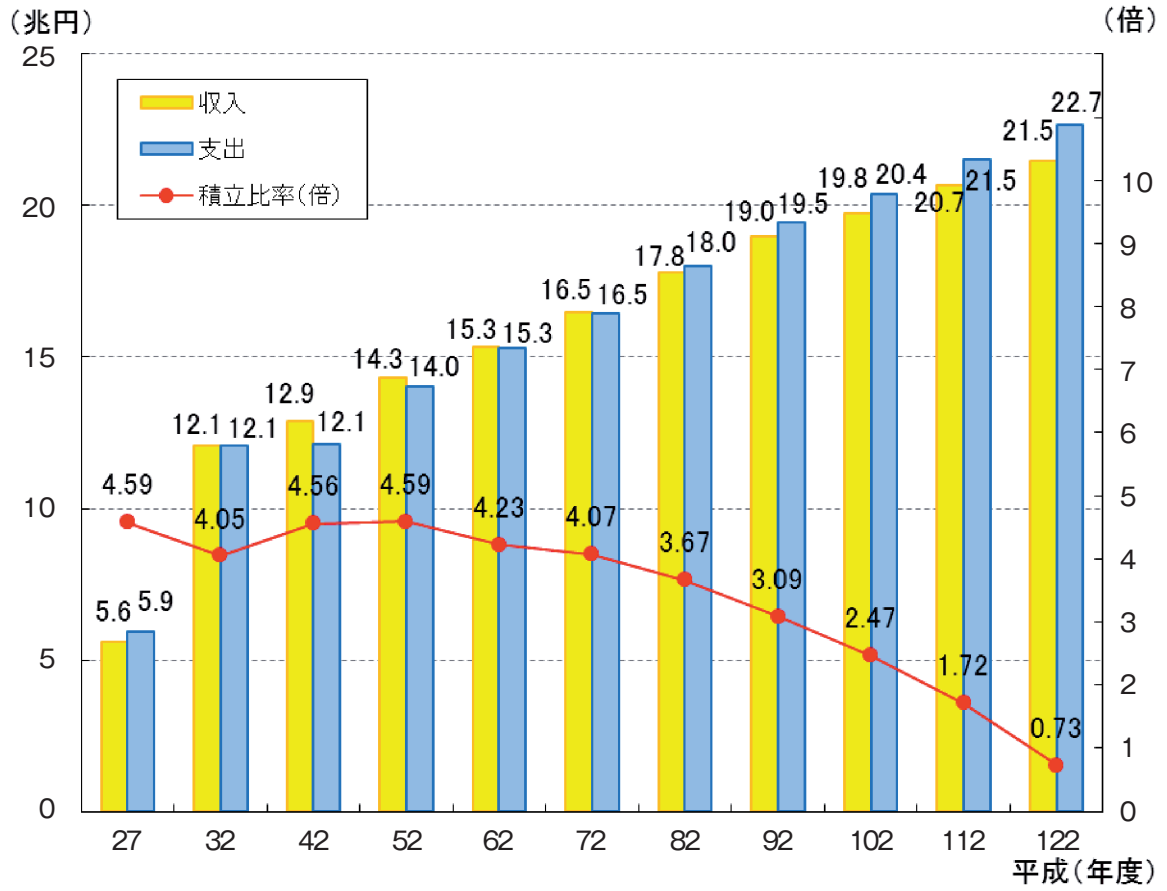
▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースF]



▶▶ 財政の見通し【地共済+国共済】 グラフ

[経済前提ケースG]



◇旧職域部分にかかる積立金と収支差額【地共済+国共済】

被用者年金一元化法により、職域部分は平成27年10月に廃止されますが、既裁定者はもちろん、同日において共済年金の受給権を有していない者（未裁定者）についても、それまでの加入期間に応じた職域部分は支給されることとされています。

この財源としては、現在の共済年金の積立金から厚生年金の積立金の水準に見合った額を厚生年金の共通財源として仕分けた残りを充てることとされています。

今回の財政再計算では、前述のとおり、経済前提として7つのケースを設定していますが、いずれのケースにおいても、収支差額をまかなえる積立金を保有しており、職域部分の年金支払いには支障が生じない見通しとなっています。

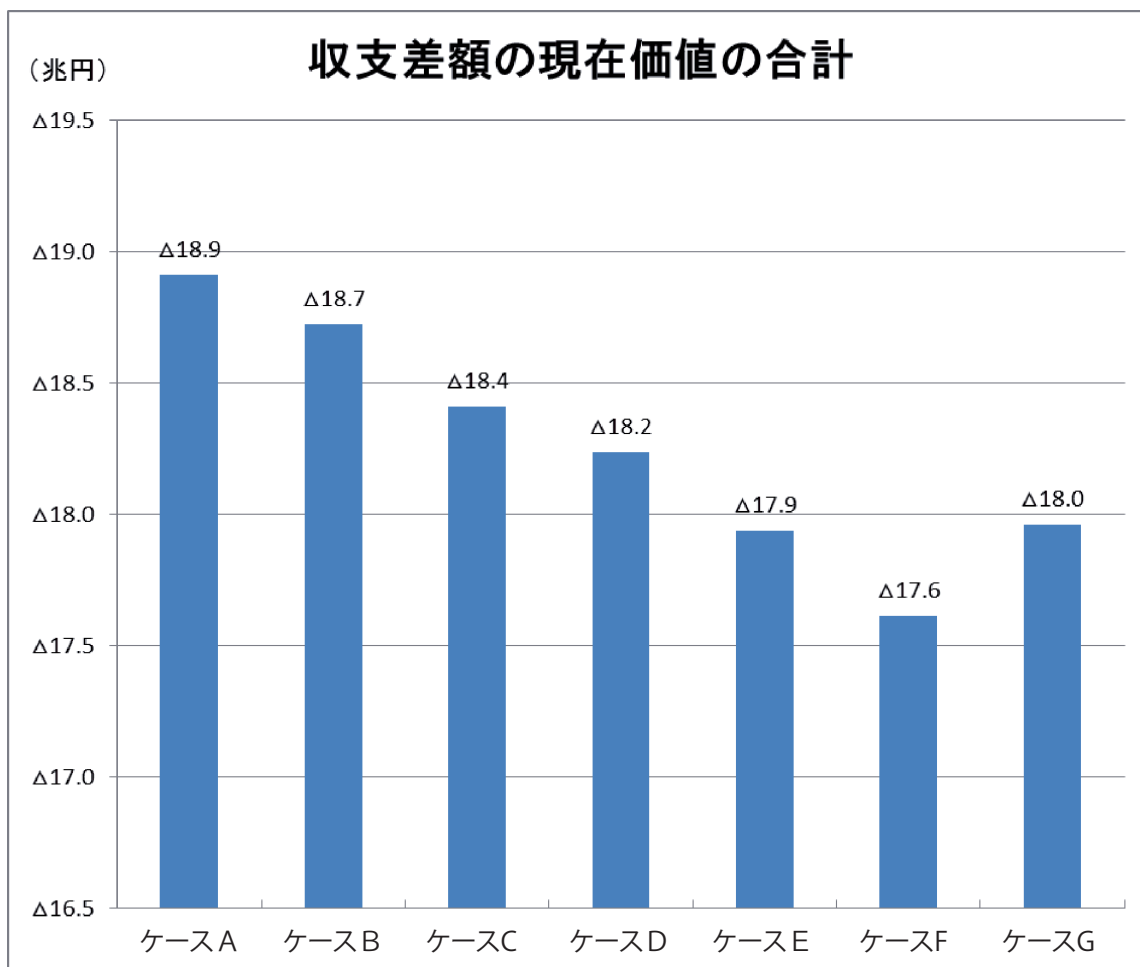
旧職域部分にかかる積立金と収支差額【地共済+国共済】

①経過的長期給付に係る積立金の額^(注1)

経済前提：ケースA～E 19.8兆円

経済前提：ケースF、G 19.7兆円

②経過的長期給付に係る収支差額の現在価値の合計^(注2)



(注1) 経過的長期給付に係る積立金額は時価ベースであり、そのうち評価益額は0.9兆円程度

(注2) 平成27年度から平成122年度までの各年度の収支差額を運用利回りで現在の価値に換算し、集計したものの

● 運営審議会の状況

連合会より、

- ・ 将来の毎年の収支状況において、長期給付の支給に支障が生じる事態が起きないことを前提に、今後、保険料率を引き上げることが避けられないが、組合員の毎年の負担増と将来の負担増との均衡を配慮して引上げ幅を決める必要があることや、厚生年金との保険料水準の格差がこれ以上広がらないことを勘案し、平成26年9月及び平成27年9月の引上げ幅については、最低限である0.354%とさせていただきたい。

との提案があり、

各委員からは、

- ・ 今回の財政再計算における経済前提に対する考え方
- ・ 前回の財政再計算結果と実績の比較
- ・ 財政再計算結果についての組合員に対するわかりやすい周知などについて、質疑・要望がありました。

財政再計算結果は、運営審議会の審議を経たうえで、提案どおり了承されました。引き続き、新掛金率に係る連合会定款の一部変更案について審議が行われました。

● 総務大臣の定める算定方法の骨子

平成26年5月27日に示された総務大臣の定める算定方法の骨子は次のとおりです。

- 財政再計算は、すでに公布されている法律の施行を前提とする。
- 地共済の将来の組合員数については、日本の将来推計人口（平成24年1月推計（出生中位（死亡中位）推計））等を基礎として、その総人口に対する比率が一定であるものとして見込む。
- 経済的要素（賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り）やマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率は、厚生年金の平成26年財政検証において用いられたものと同様とする。
- 保険料率については、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げることとし、その際、国共済の保険料率と同一とする。
また、引上げ幅については、厚生年金の引上げ幅を下回らないこと。
- 長期給付に要する費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照する。
- 財政再計算における財政の見通しの終期（財政均衡期間の終了時）は平成122年度末とする。

● 新掛金率について

平成 26 年財政再計算結果に基づく掛金率及び負担金率の改定に係る連合会定款の変更案については、前述のとおり運営審議会で審議され、原案どおり了承されました。

その後、総務大臣に連合会定款の変更を申請し、7月9日に認可を受けました。

この連合会定款の変更により、平成 26 年 9 月及び平成 27 年 9 月において、長期給付に係る掛金率及び負担金率が引き上げられることになりました。

(単位：%)

区 分		平成 26 年 9 月から 平成 27 年 8 月まで	平成 27 年 9 月
保険料率 (総報酬ベース) ①		16.924 (+0.354)	17.278 (+0.354)
負担 掛 金 率	給料との割合 (①×50/100×1.25)	10.5775 (+0.22125)	10.79875 (+0.22125)
	期末手当等との割合 (①×50/100)	8.462 (+0.177)	8.639 (+0.177)

(注 1) 保険料は、組合員と使用者である国・地方公共団体が折半して負担することとされていますので、組合員の負担に係る掛金率と国・地方公共団体の負担に係る負担金率は同率となります。

(注 2) 1.25 は諸手当分の調整をするための率です。

(注 3) カッコ内は引上げ幅です。

おわりに

今回の掛金率の引上げは、私たちの共済年金の財政を長期的に安定したものとす
るために是非とも必要なものです。組合員の皆さんの一層のご理解をいただきたい
と思います。

また、平成 27 年 10 月に施行される年金払い退職給付制度の創設のことについて
も、別途、リーフレットを配布させていただく予定としております。

平成 26 年 7 月

地方公務員共済組合連合会

<http://www.chikyoren.or.jp>

東京都港区赤坂 8-5-26 赤坂 DS ビル

※平成 26 年財政再計算に係る情報については、
連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧下さい。